



# 三重県公報

令和6年2月13日 (火)

第 489 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
2	刑事訴訟法第八十九条および第九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>議 会 訓 令</b>			
1	三重県議会各派世話人会規程の一部を改正する訓令	( 県 議 会 )	2
2	三重県議会代表者会議規程の一部を改正する訓令	( 同 )	3
3	三重県議会全員協議会規程の一部を改正する訓令	( 同 )	3
4	三重県議会議案聴取会規程の一部を改正する訓令	( 同 )	4
5	三重県議会委員長会議規程の一部を改正する訓令	( 同 )	4
6	三重県議会広聴広報会議規程の一部を改正する訓令	( 同 )	5
7	三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令	( 同 )	5
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	8

公安委規則

刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年二月十二日

三重県公安委員会委員長 村田典子

三重県公安委員会規則第二号

刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年三重県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 2 regarding police officers and arrest warrants.

附則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。

議会訓令

三重県議会訓令第1号

三重県議会各派世話人会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月13日

三重県議会議長 中森博文

三重県議会各派世話人会規程の一部を改正する訓令

三重県議会各派世話人会規程（平成23年三重県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 6 regarding emergency meetings and remote participation.

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

三重県議会訓令第 2 号

三重県議会代表者会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会代表者会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会代表者会議規程（平成 25 年三重県議会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(出席の特例)	(出席の特例)
第 8 条の 2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第 6 条に規定する代理者、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。	第 8 条の 2 議長は、 <u>新型コロナウイルス感染症その他</u> 重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が <u>発生した場合において</u> 、代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第 6 条に規定する代理者、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

三重県議会訓令第 3 号

三重県議会全員協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会全員協議会規程の一部を改正する訓令

三重県議会全員協議会規程（平成 25 年三重県議会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(出席の特例)	(出席の特例)
第 5 条の 2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により <u>全員協議会</u> を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議員以外の者（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を全員協議会を招集する場所以外の場所から全員協議会に参加させることができる。	第 5 条の 2 議長は、 <u>新型コロナウイルス感染症その他</u> 重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が <u>発生した場合において</u> 、 <u>全員協議会</u> を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議員以外の者（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を全員協議会を招集する場所以外の場所から全員協議会に参加させることができる。
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**三重県議会訓令第 4 号**

三重県議会議案聴取会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会議案聴取会規程の一部を改正する訓令  
 三重県議会議案聴取会規程（平成 25 年三重県議会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出席の特例)</p> <p>第 5 条の 2 議長は、<u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により</u>議案聴取会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議案等の提出者その他執行機関の職員(以下この条において「議員等」と総称する。)があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を議案聴取会を招集する場所以外の場所から議案聴取会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第 5 条の 2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、<u>議案聴取会を招集する場所に</u>参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議案等の提出者その他執行機関の職員(以下この条において「議員等」と総称する。)があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を議案聴取会を招集する場所以外の場所から議案聴取会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**三重県議会訓令第 5 号**

三重県議会委員長会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会委員長会議規程の一部を改正する訓令  
 三重県議会委員長会議規程（平成 25 年三重県議会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出席の特例)</p> <p>第 6 条の 2 議長は、<u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により</u>委員長会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者(以下この条において「構成員等」と総称する。)があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を委員長会議を招集する場所以外の場所から委員長会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第 6 条の 2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、<u>委員長会議を招集する場所に</u>参集することが困難な構成員、副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者(以下この条において「構成員等」と総称する。)があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を委員長会議を招集する場所以外の場所から委員長会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**三重県議会訓令第 6 号**

三重県議会広聴広報会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会広聴広報会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会広聴広報会議規程（平成 25 年三重県議会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出席の特例）</p> <p>第 7 条の 2 座長は、<u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により</u>広聴広報会議を招集する場所に参集することが困難な委員若しくは前条に規定する委員以外の者（以下この条において「委員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員等を招集する場所以外の場所から広聴広報会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（出席の特例）</p> <p>第 7 条の 2 座長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、<u>広聴広報会議を招集する場所に参集することが困難な委員若しくは前条に規定する委員以外の者（以下この条において「委員等」と総称する。）</u>があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員等を招集する場所以外の場所から広聴広報会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**三重県議会訓令第 7 号**

三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会災害対策会議規程（平成 31 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出席の特例）</p> <p>第 7 条の 2 議長は、<u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により</u>災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第 6 条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（出席の特例）</p> <p>第 7 条の 2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、<u>災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第 6 条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）</u>があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告
-----

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 目細溜池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧の場所  
桑名市役所農林水産課（桑名市中央町二丁目 37 番地）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模 男山池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧の場所  
名張市役所産業部農林資源室（名張市鴻之台 1 番町 1 番）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 野縄池外 3 池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、

この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 鈴鹿池 1 地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模 大野木大池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 2 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和6年2月14日から同年3月13日まで

3 縦覧の場所

伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模 宮谷池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年2月13日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年2月14日から同年3月13日まで

3 縦覧の場所

紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1）



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---